



ふしぎを追って

333

研究室の扉を開く

まちづくりのルール

小話があります。多くの外国人が同乗する船が難破し、救命ボートを女性や子供が優先的に利用することを、

船内の各国男性にどう説得するかです。船長はまず米国人に「ヒーローになれる」と熱く語り、次に英国人に「紳士精神の発揮が期待される」と丁寧に、ドイツ人に「これがここで

「皆と同じ」原則とその例外

に」という集団性の強いルールは、建築物の用途や高さ、規模、景観など街並みやまちづくりの場面では大切な原則です。店舗と住宅が隣り合っ

て自動車の出入りや騒音などの問題が生じないよう、住宅、店舗、工場それぞれがまとまった快適性や利便性あるまちとすることを、商業地内には道路や駐車場を、また住宅地内には学校や公園を、それぞれ効率的・効果的に提供もできます。そして、このルールは、これを守らない者を見た人たちが、「赤信号、皆

で渡ればこわくない」と考えて行動してしまつとまちの環境が一気に壊れかねない、緊張感ある原則でもあります。

ところで、この原則には時代変化に対応した融通がきかない弱点もあります。戸建て住宅地の高齢化した居住者が抱く「車ではなく歩いて行ける範囲に、生活を支える豊かにする買物や食事が

できる店が欲しい。かといって、店が隣にあることは嫌だ」という矛盾するニーズにはどう答えるべきでしょう。このような店を特例的に認める知恵として、「住宅地の入口近くとか交差点の角など利便性のいい場所で、近隣への騒音対策をした場合に限ることとし、将来のまちの

方向を考慮して特例扱いをしよう」という方向が考えられます。

建築研究所では、まちづくりルールの原則の尊重とその例外に対する知恵とを、整った市街地が多く違法意識も強いとさ

れる米国、英国そしてドイツを参考にしつつ、探っています。
(建築研究所 住宅・都市研究グループ 飯田直彦)

※今回で建築研究所の執筆を終わります。

住宅のみ建築できる原則の住宅地内で、店舗が建築できる例外を認める？ 認めない？

静穏な住宅地だが、どこか不便...

便利な住宅地だが、どこか落ち着かない...

